

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター(サポートセンター)内規

(平成23年11月10日 医学教授会決定)

(平成26年 3月27日 医学教授会改正)

(平成28年 1月14日 医学教授会改正)

(平成28年 3月24日 医学教授会改正)

(平成29年 7月13日 医学教授会改正)

(平成29年 9月14日 医学教授会改正)

(平成31年 3月14日 医学教授会改正)

(令和 2年 3月26日 医学教授会改正)

(令和 3年 3月25日 医学教授会改正)

第1条 京都大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）に、医学研究支援センター（通称「サポートセンター」。以下「センター」という。）を設置する。

第2条 センターは、研究科が持つ高度な先端技術に関する教育、研究及び社会貢献に関わる活動を支援することを目的とする。

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学研究科が保有する共用研究機器の管理及び利用者への支援
- (2) 学部学生、大学院生、研究者に対するバイオリソース、研究機器に関する技術指導
- (3) 先端技術に関する最新情報の発信
- (4) 生命科学研究に関する解析の受託
- (5) センターが保有するラボスペースの管理及び利用者への支援

第4条 センターにセンター長を置き、次条に定める運営委員会委員長をもって充てる。

第5条 センターに運営委員会を置き、センターの運営にあたる。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 委員長
- (2) 委員 若干名

3 委員は、京都大学大学院医学研究科医学教授会構成員及びその他運営委員会が必要と認める者のうちから、医学研究科長が指名する。

4 委員長は、委員の互選により選出し、医学研究科長が委嘱する。

第6条 センターに、以下の各号に掲げる室、センター及び施設（以下、「各室等」という。）を置く。

- (1) 遺伝情報解析室
- (2) 質量分析室
- (3) 蛍光生体イメージング室

- (4) マウス行動解析室
- (5) ドラッグディスカバリーセンター
- (6) 小動物MR I室
- (7) 合成展開支援室
- (8) サンディエゴ研究施設
- (9) 先端バイオメディシン解析技術室

2 各室等に、その責任者としてそれぞれ室長を置く。

3 室長は運営委員会において選出し、各室等の運営にあたる。

4 各室等に専門委員を置く。

第6条の2 センターに、以下の各号に掲げるラボスペースを置く。

(1) 共同利用ラボ

(2) 創薬インキュベーションラボ

第7条 第3条第1号に定める共用研究機器を利用しようとする者は、別に定める利用負担金を負担するものとする。

第8条 第3条第4号に定める解析を委託しようとする者は、別に定める利用負担金を負担するものとする。

第9条 第3条第5号に定めるラボスペースを利用しようとする者は、別に定める利用負担金を負担するものとする。

第10条 センターの運営に必要な経費は、研究科内予算配当の決定を経て、研究科事務部が執行する。

第11条 センターの事務は、研究科事務部において処理する。

第12条 この内規に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この内規は、平成23年11月10日から施行する。

2 医学研究科先端技術センター要項（平成19年4月1日実施）は廃止する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年1月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年7月13日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。